

### Ⅲ 透明性の確保等について

議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行うこと、政務活動費の使用に関する指針を定めることその他の措置を講ずることにより、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。（条例第12条）

このため、各会派は以下の指針により適正な会計処理を行うとともに、議長は各会派から提出された収支報告書等の閲覧について、適切な対応に努めるものとする。

#### 1 会計処理指針

##### （1）会計帳簿等の整理保管

会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費による支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を5年間保存しなければならないとされている。（条例施行規程第4条）

したがって、会派が解散等により消滅した場合にあっても、保存を義務付けられている経理責任者が、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存しなければならないものであること。

##### （2）証拠書類の整備

###### ア 領収書等

支出を証明する書類として、領収書、受領書、振込受領書その他これに類する書類を徴するものとする。

###### イ 支出証明書

領収書等が取得できない場合にあつては、「政務活動費支出証明書」を整備するものとする。（参照：P43「政務活動費支出証明書」）

ただし、交通費等で証拠書の添付が不要とされているものは、この限りでない。（参照：P5～7「調査研究費の運用指針『3交通費・宿泊費』」）

##### （3）会計帳簿類の整備

政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性を確保するため、以下に掲載した様式を参考に会計帳簿類を整備することとする。

- ・ 政務活動費出納簿（参照：P33「政務活動費出納簿」）
- ・ 政務活動費集計表（参照：P35「政務活動費集計表」）
- ・ 政務活動記録票（参照：P37・39「政務活動記録票」）

#### (4) 政務活動費の返還

交付を受けた政務活動費の総額より条例第7条に規定する政務活動に関する支出の総額が下回った場合には、政務活動費に「残余」が生じたこととなり、その額を返還することとなっている。

(条例第10条)

なお、下記の支出についても「残余」と見なされるため、留意すること。

- ・ 収支報告書に添付された領収書等の写しの内容から、条例第7条に規定する政務活動に関する支出ではないと判断される支出
- ・ 収支報告書に領収書等の写しが添付されていないため、条例第7条に規定する政務活動に関する支出かどうかの判断ができない支出

## 2 収支報告書等の閲覧（情報公開）

### (1) 収支報告書等の閲覧制度

議長に提出された収支報告書と証拠書類の写しは、長野県情報公開条例に基づく公開請求の手続きを経ることなく、誰でも閲覧できるものとされている。

(条例第11条第2項)

### (2) 非公開情報

証拠書類の写しに、長野県情報公開条例第7条第2号又は第3号に規定する情報その他議長が定める情報が記録されているときは、この情報部分を除き閲覧に供することとされている。

(条例第11条第3項)

ア 情報公開条例第7条第2号・3号の規定による非公開情報

- (ア) 特定の個人が識別できる情報（公務員の職務に関する情報は公開対象）
- (イ) 公開することで、個人の権利権益を害するおそれがある情報
- (ウ) 法人その他の団体、事業を営む個人の事業に関する情報で、公開することにより、権利・利益を害するおそれがある情報

(事例)

- ・ 意見交換の相手方氏名
  - ・ 雇用する職員の氏名、住所及び電話番号
  - ・ 支払先の従業員氏名
  - ・ 支払先の取引金融機関及び口座番号
- 等

## イ 議長が定める非公開情報

議長が定める非公開情報は、「会派の活動に関する情報で、公にすることにより会派の活動に著しい支障をおよぼすおそれがあると認められるもの。」とされており、具体的には、会派が独自で行う議会対策や行政をチェックするための調査活動等に関するものであって、会派に対するネガティブ・キャンペーン（中傷宣伝）等に利用されるおそれがある情報である。

したがって、非公開とすべき「会派の活動に著しい支障をおよぼす情報」であるか否かは、各会派の判断を最大限に尊重した上で議長が決定するものとする。

（条例施行規程第5条）

（事例）

- ・ 取得した資料（書籍等）の名称
- ・ 調査場所及び調査対象機関の名称 等